消費生活だより

「～くらしの危険～ 断っているのにしつこく勧誘電話は法律違反です」

●毎日のように「何でも効く」という健康食品の勧誘電話がかかってきます。あまりにしつこいので購入を承諾してしまいました。しかし、届いたサプリを飲んでも効果はないし、金額も約11万円と高額たなめ解約したいです。

●お得な電気料金のプランがあると電話がかかってきました。現在の契約業者などを聞かれるが、答えず「必要ない」と言っているのに、何度も電話があります。電話がこないようにしたいです。

●はっきり断っているのに、事業者が再度勧誘の電話をすることは、特定商取引法で禁止されています。しつこい事業者には、法律違反であること伝え、きっぱり断りましょう。

●断る際は、事業者名、連絡先を聞いた上で「いりません」「興味ありません」「取引するつもりはありません」などと、はっきりと意思を伝えましょう。

●迷惑電話対策機能が付いた電話や留守電機能を活用して、知らない人からの電話にはすぐに出ないことも、しつこい勧誘電話対策として有効です。

●断り切れず購入しても、クーリング・オフなどができる場合があります。早めに消費生活相談窓口にご相談ください。

5月の消費生活相談

西濃6町のどこでも相談ができます（予約優先）。各会場とも午前10時～正午、午後1時～3時です。

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
垂井町	5/8（水）	☎22-1152
	QRコードからも予約できます	
関ケ原町	5/22（水）	☎43-0070
養老町	5/7（火）　20（月）	☎32-1108
神戸町	5/13（月）　27（月）	☎27-3111
輪之内町	5/2（木）　16（木）	☎68-0185
安八町	5/9（木）　23（木）	☎64-3111

問 企画調整課　生活安全係　☎22-1152

あったかい言葉がけ運動

「たくさんのご応募ありがとうございます。ご応募の中から一部を紹介します。（原文のまま掲載）」

地区文化祭で、輪投げにチャレンジした我が子。輪がコーンにかからず泣きそうになっていました。すると、ボランティアの男子中学生が、子どもと同じ目線までしゃがみ込み「惜しかったねえ。もう少しゆっくり投げると入るよ。」と優しく声をかけてくれました。おかげで我が子は元気を取り戻し、地域のイベントを楽しむことができました。【府中地区住民】

雪が降った日に、雪でトラックが動かなくなっていて、お手伝いをしたら、おじさんが「ありがとう、助かったよ！」と言ってもらえたのが嬉しかった。心があったかくなった。【不破高1年】

学校の百五十周年記念イベントで飛ばした風船に、うちの子が手紙をつけて飛ばしたものに対して、長野県からお手紙が届きました。「春から中学生、頑張って！」とあたたかい言葉をいただきました。見ず知らずの子どもからのメッセージに、切手代を惜しまず、励ましの言葉を送ってくださった、あたたかいお心の持ち主の方に感謝の気持ちでいっぱいです。【岩手小保護者】

もう何年も前に小学校を卒業し、高校生になった近所の子。年頃の子は恥ずかしがって、こちらから声をかけても無視されたり、小さい声だったりする子がいるけれど、最近、道端で会ったときに「こんにちは。」と元気にあいさつをしてくれて、心がほっこりしました。【表佐小保護者】

登下校のときにすれ違った同じ地区の方に「おかえりなさい。」と声をかけてもらいました。「自分もその方と、同じ地区の一員なのだ。」と感じ、心があたたかくなりました。【北中2年】

習い事の帰りの迎えが遅くなってしまい、暗い中、娘が一人で待っているところに、不破中の生徒さんお二人が声をかけ、一緒にお迎えを待ってくれていました。一人でいる娘を心配してかけていただいた言葉に、娘も心強かったと思います。ありがとうございました。【東小保護者】

問 青少年健全育成町民会議　生涯学習課　社会教育係　☎22-1154